

# 令和4年度総合型地域スポーツクラブ登録認証制度説明会

## 質疑応答まとめ

日時：令和4年7月7日（木） 14時～15時30分

場所：体協スポーツ会館 会議室（オンライン併用）

質問 1. 総合型地域スポーツクラブの概要のところ、公益的な取り組みがクラブに求められるとの説明だったが、申請書類の基準に適合していれば、公益的な取り組みをしている団体と認識してもいいのか。

▶金城：公益的な活動という所でいうと、これからの取り組みという形にはなりますが、クラブの公共性・透明性を確保するという意味では、申請書類を満たしていること自体がその根拠になります。また、書類をもとに本会の設置する審査委員会でチェックしていくという形になるので、より一層公共体としての認識が高まると思います。

クラブ側については、申請基準に適合していれば公益的な事業体という点では（総合型の基準を）クリアするのですが、総合型クラブの大きな特徴として、地域の課題解決があげられますので、クラブが行いたい活動の中で、地域の課題解決にどう取り組むかを合致させていくという事が必要になってくると考えられます。そのため、クラブ独自でも地域の課題認識は必要になってくるのですが、市町村・行政と連携することで、よりニーズに応じた地域の課題解決に近づけるので、行政との連携は必要になってくると考えています。

質問 2. 申請を受け取る時点では、申請基準以外のものを求めるということは特に考えなくて良いか。

▶金城：登録・認証制度について、市町村にお願いしたいのは、申請書類①～⑨までが揃っているかを取りまとめるということです。審査については、県の審査委員会のほうで実施するという形になります。

市町村連携という部分で、申請を通してクラブに関する概要情報が市町村の手元にあるということが大きな点になります（所管地域内のクラブ認識と活動内容の把握）。

質問 3. スポーツ振興くじの件で、10分の9が補助割合とあったが、残りの1割は市町村が負担するのか、クラブが負担するのか決まりはあるのか。

▶平良：決まりはないのですが、例えば、市町村が運営を行っているクラブチームであれば、市町村が負担することになると思います。どちらが負担するかというのは、地域によって特色が違いますので、市町村とクラブの間で決めてもらうことになります。

質問 4. 登録・認証制度の冊子、8～10ページに制度による効果やイメージが書かれているが、もっとメリットはないのか。クラブは毎年1万円払って、登録するから、イメージではなくてもう少し目に見えるメリットや効果を行政が考えて頂けないか。

▶平良：ごもっとも意見な意見です。事務局の方でも、その点を一番考えておりまして、確かに今の時点では（目に見える）メリットが薄いという話もあります。ただ、今後確実性はないですが、先ほど部活

動の地域移行の話をさせて頂きましたが、地域移行の点において保護者の皆様は、子どもたちを預けるために、どのクラブチームにするか選定すると思われます。その中で、登録・認証制度を通して登録クラブの公益性を保証することで、クラブに預けるようになろうかと手探りの状態ではあるが、考えています。

- ▶金城：県協議会としても登録料を徴収する予定となっているため、まずは、クラブ交流会や研修会を実施したいと考えています。その他、クラブに対してヒアリングを行い、有効な助成事業等が出来ないか検討していきたいと考えております。

質問 5. 説明会冊子 6 ページ「認証の種類について」いくつか例が挙げられているが、介護予防に関しては、本クラブで年間 100 名程参加してもらっている。市町村が活用してくれるというなら投資だと思って、1 万円払うのは納得できるが、イメージだけではクラブの役員が首を縦に振ってくれるとは思えない。もう少し負担をかけずに効果が見える形にしてもらいたい。

- ▶前原：貴重な意見ありがとうございます。今話がありました、メリットの部分も、いろいろな活動をしていく上での課題があると思いますが、その様々な課題の解決のうち、1 つの課題解決策として登録・認証制度が出てきているものと考えています。

ですので、先ほどお話しがありました介護予防についても、登録・認証制度を行っていく上で、行政との連携が取れていくということが想定できます。今後どのような事が地域で行っていきけるかという部分を一緒に考えていきたいと思っています。

連絡協議会については、金城からお話があったように、登録クラブの研修会や、クラブに対するアドバイス等、今後目に見える形での連携・サポート体制づくりを行っていきたいと考えています。

質問 6. 現在、登録検討中としているのですが、もし登録手続きをすとなつた際、書類を市町村に提出することになるかと思うのですが、書類に関する相談は県の方にしているのか。

- ▶金城：沖縄県スポーツ協会の方にお問い合わせ致します。

質問 7. 登録に必要な申請書類で、1 年に 1 回の更新と記載されているが、毎年その都度提出が必要なのか。提出書類の簡素化等はないのか。 ※説明会時より回答内容修正しています

- ▶金城：申請書類に関しては、①～⑨の書類を毎年提出になります。但し、審査委員会の判断により、実地審査及び申請書類⑤、⑥、⑧を省略することが出来ます。また、申請書類③、④については、初回提出以降は変更がある場合のみ提出となりますので、変更がなければ提出は必要ありません。

※書類⑤（当該年度事業計画・予算）、⑥（前年度事業報告・決算）、⑧（⑤、⑥議決の際の議事録）

※書類③（規約・会則・定款等）、④（役員名簿）

質問 8. 基本基準の中で、指導者の資格について記載がありますが、クラブマネージャー・アシスタントマネージャーの資格と、実施している競技の公認スポーツ指導者資格どちらも保有する必要があるのか。どちらかを保有していれば良いのか。

- ▶金城：要件としては別と捉えられますので、それぞれで必要になります。ただし、移行措置期間中は資格がないからと言って登録を不可とするものではない（基本基準※3）ということです。移行措置期間は現時点では決まっていますが、ある程度長期のスパンが想定されます。移行措置期間が終了した後には、必ず資格取得をお願いする仕組みになるという認識です。

質問 9. 年1回の申請ということですが、提出期限を過ぎてしまうと翌年分の申請になってしまうという認識で間違いはないのか。

- ▶ 金城：期限を過ぎた場合、令和4年度の登録はできなくなってしまうという認識で間違いありません。ただ、登録申請の意思があって、期限に間に合わないという事であれば、一度我々の方にご相談いただければ、スケジュールの調整ができるかどうか検討させていただきます。我々のほうでも、今年度スタートという事で、周知が遅れてしまいましたので、その度相談はお受けしたいと考えております。また、基本的には期限を過ぎた場合、事業計画・予算、事業報告・決算の部分が当該年度と前年度のものという形になりますので、申請年度がずれる場合、提出書類の年度もずれると考えて頂ければと思います。

質問 10. 申請書類を市町村で取りまとめた後の提出方法は、郵送またはメールでのデータ送付のいずれも可能でしょうか。

- ▶ 金城：押印箇所はないので、データでの提出でも問題ございません。

質問 11. スポーツ振興くじについて、助成対象外となった場合、助成金の返還は市町村が負担するということになるのでしょうか。

- ▶ 平良：詳細は確認しなければなりませんが、補助金は適正化法に基づいて行うものです。間接補助事業者という形で、市町村が窓口となって行うので、市町村負担になっていくのではないかと思います。詳細はまだ確認できてないため、今の時点ではそういう回答になります。
- ▶ 金城：これまで日本スポーツ協会が窓口となっていた時の例ですが、日本スポーツ協会が間接助成事業者であるクラブのほうに返金の請求をしたうえでスポーツ振興センターに返金をするという流れで実施していました。この点は補助金交付要綱を市町村で作成する際に盛り込んでいただく留意事項の一つになるかと考えております。
- ▶ 平良：ただ、間接助成事業者が払えないとなるとやはり市町村が払わないといけないことになるかと思いますので併せてご留意頂けたらと思います。

質問 12. スポーツ振興くじ助成金について、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業等、今年度申請される可能性はありますか。また、今年度もすぐ対象になるのか。

- ▶ 平良：今年度から対象になっております。従来から実施してきておりますので、たまたま令和3年度から窓口が市町村になっているというだけです。

質問 13. 市町村としては、要項の整備と、当初予算に予算を組んでおかなければならなかったのか

- ▶ 金城：助成金は、基本的に半額が概算で振り込まれ、残りの半額が精算という形になるので、精算分はクラブにて立替となるか、市町村が立替えておくのか、補助金交付要綱への記載、またはクラブとの相談になるのかと思います。toto の助成金自体は、市町村にしか振り込まれませんので、どのタイミングでクラブに振り込むかというのは市町村ごとに検討する必要があると思います。いずれにしても、その分の当初予算を組んでおく必要があるという事になります。